

別表1 (要綱第4条第1項第2連)

補助対象系統の基準	
<p>生活交通確保維持改善計画に確保維持が必要として記載された運行系統のうち、次のイからトの全てに適合するもの</p>	
イ	<p>法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。</p>
ロ	<p>複数市町村にまたがるもの。ただし、平成13年3月31日における市町村の状況に応じて決定するものとする。</p>
ハ	<p>次の市町村への需要に対応して設定される路線の運行であること。ただし、協議会が広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認める市町村を含む。</p> <p>福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、川俣町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、石川町、富岡町、小野町</p>
ニ	<p>1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>① 協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの。</p> <p>② 天災その他やむを得ない事情による減便・運休により、一日当たりの運行回数が3回未満となるもの。</p>
ホ	<p>平均乗車密度に運行回数に乗じて算出する補助対象期間における1日当たりの輸送量が15人以上150人以下のもの。</p> <p>ただし、平成27年度予算において、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持費補助金の特例措置を受けていた系統のうち、平成28年度予算より地域間幹線系統確保維持費補助金の対象とする系統であって、平成22年度における1日当たりの実績輸送量が15人以上であった系統については、補助対象期間の1日当たりの輸送量は、当分の間、150人以下とする。</p>
ヘ	<p>補助対象期間に当該路線によって得る経常収益が同期間の補助対象経常費用に達していないもの。</p> <p>ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。</p>
ト	<p>補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行される予定のものであること。(補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに、国土交通大臣の計画の認定又は変更の認定を受けて運行する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p>

別表2 (要綱第5条関連)

補助対象経費の算定方法	
1	補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が実施された場合は、再編前後の運行日数に応じて算出した額の合計額とする。)
2	<p>補助対象経常費用の額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の額 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用の額が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。</p> <p>地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p>
3	<p>経常収益の額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の額 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p>
4	<p>他の運行系統との競合区間の合計が 50%以上の補助対象路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。</p> <p>当該生活交道路線の補助対象経常費用と経常収益との差額 ×</p> $\left[\frac{\text{当該生活交通象路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交道路線の総キロ程}} \right]$
5	補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交道路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

別表3 (要綱第17条関連)

補助対象系統の基準	
被災地域生活交通確保維持計画に確保維持が必要として記載された運行系統のうち、次のイからトの全てに適合するもの。ただし、国要綱別表28ホ③に該当する路線については、イからへに適合するもの。	
イ	東日本大震災指定被災市町村又は福島12市町村の需要に応じた運行であって、次のいずれかに該当するもの。 ① 法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第1号及び第2号に規定する路線定期運行及び路線不定期運行 ② 法第21条第2号に規定する乗合旅客運送に係る運行 ③ 法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送に係る運行
ロ	複数市町村にまたがるもの。ただし、平成13年3月31日における市町村の状況に応じて決定するものとする。
ハ	次の市町村への需要に対応して設定される路線の運行であること。 ただし、協議会が広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認める市町村を含む。 福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、川俣町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、石川町、富岡町、小野町
ニ	1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ① 協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの。 ② 天災その他やむを得ない事情による減便・運休により、一日当たりの運行回数が3回未満となるもの。
ホ	平均乗車密度に運行回数に乗じて算出する補助対象期間における1日当たりの輸送量が15人以上150人以下のもの。 ただし、国要綱別表28ホ①及び②、③(福島12市町村の需要に応じたものに限る。)に該当する路線については、補助対象期間における1日当たりの輸送量が150人以下のものとする。
ヘ	補助対象期間に当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の補助対象経常費用に達していないもの。
ト	東日本大震災の被災者に対する災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に基づく救助として供与された同法第4条第1項第1号の応急仮設住宅(賃貸住宅の居室借上げによるものを除く。)から直線で1キロメートル以内を経由して運行するもの。

別表4 (第25条関連)

補助対象車両の基準
<p>生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された、主に生活交通路線の運行の用に供する車両とし、次のイからハ全てに適合する車両。</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行う車両。</p> <p>なお、前年度までに購入等を行い、要綱第4章により補助金の交付を受けている車両については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）に規定する耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 車両の種別は国要綱別表11の基準を備え、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。</p> <p>（1）地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であって次に掲げるものとする。</p> <p>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両。原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けた車両に限る。）</p> <p>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両）</p> <p>③ 小型車両（前各号に属さない、全長7m以下かつ乗車定員11人以上29人以下の車両）</p> <p>（2）運行区間の一部に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第1条第1項第18号に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって保安基準に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。）</p> <p>ハ ロ（1）①に定めるノンステップ型車両について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p>

別表5 (要綱第26条関連)

補助対象経費の算定方法
<p>1 補助対象経費の額は、国要綱別表12に示す算出方法により算出される、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リースの場合はこれに相当する額）とする。</p> <p>2 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき、次の各号のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次に掲げる額として、それぞれ消費税を除いた額とする。</p> <p>① ノンステップ型車両：1,500万円</p> <p>② ワンステップ型車両：1,300万円</p> <p>③ 小型車両：1,200万円</p> <p>④ 都市間連絡用車両：1,500万円</p> <p>ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。</p> <p>3 補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p style="text-align: center;">補助対象購入減価償却費に係る車両費の額× $\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用した月数}}{12 \text{ (月)}}$</p> <p>4 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p>5 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。</p>

別表6 (要綱第31条関連)

補助対象車両
<p>被災地域生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された車両のうち、次のイからニの全てに適合する車両。</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行う車両。</p> <p>ロ 車両の種別は国要綱別表28の2の基準を備え、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であって次に掲げるものとする。</p> <p>① ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両。原則として、ノンステップバス認定要領 (平成27年7月2日付国自技第75号) に基づく認定を受けた車両に限る。)</p> <p>② ワンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両)</p> <p>③ 小型車両 (前各号に属さない、全長7m以下かつ乗車定員11人以上29人以下の車両)</p> <p>④ プティバス型車両 (乗車定員7人以上10人以下の車両であって、国土交通大臣が認めるもの。)</p> <p>(2) 都市間連絡用車両</p> <p>ハ ロ(1)①に定めるノンステップ型車両について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>ニ 補助対象車両は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までに購入した車両とする。</p>

別表7 (要綱第32条関連)

補助対象経費の算定方法
<p>補助対象購入車両費の額は (福島12市町村の需要に応じた生活路線の運行に必要な車両本体及び補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計) は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額 (それぞれ消費税を除く。)</p> <p>① ノンステップ型車両 : 1, 500万円</p> <p>② ワンステップ型車両 : 1, 300万円</p> <p>③ 小型車両 : 1, 200万円</p> <p>④ 都市間連絡用車両 : 1, 500万円</p> <p>⑤ プティバス型車両 : 500万円</p> <p>ロ 実費購入費 (消費税を除く。) から備忘価額として1円を控除した額</p>

別表8 (要綱第4条第2項関連 利便増進計画)

補助対象系統の基準	
<p>利便増進計画に位置付けられた運行系統であって、生活交通確保維持改善計画に確保維持が必要として記載された運行系統のうち、次のイからトの全てに適合するもの</p>	
イ	<p>法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。</p>
ロ	<p>以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>① 複数市町村にまたがるもの。ただし、平成13年3月31日における市町村の状況に応じて決定するものとする。</p> <p>② 再編の際、現に地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統になっていた一つの系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したもの。</p>
ハ	<p>次の市町村への需要に対応して設定される路線の運行されるもの。ただし、協議会が広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認める市町村を含む。</p> <p>福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、川俣町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、石川町、富岡町、小野町</p>
ニ	<p>1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>① 協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの。</p> <p>② 天災その他やむを得ない事情による減便・運休により、一日当たりの運行回数が3回未満となるもの。1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。</p>
ホ	<p>平均乗車密度に運行回数に乗じて算出する補助対象期間における1日当たりの輸送量が3人～150人と見込まれ、かつ、過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が3人未満又は150人超ではないもの。（ロ②の要件を満たす場合を除く）</p>
ヘ	<p>補助対象期間に当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。</p>
ト	<p>補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに、国土交通大臣の計画の認定又は変更の認定を受けて運行する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>

別表9 (要綱第5条第2項関連 利便増進計画)

補助対象経費の算定方法	
1	<p>補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が実施された場合は、再編前後の運行日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p>
2	<p>補助対象経常費用の額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の額 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用の額が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。</p> <p>地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p>
3	<p>経常収益の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の額 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>ただし、新設系統で実績がない場合は、補助対象経常費用の11/20に相当する額と経常収益の額のうち、いずれか高い額とする。</p>

別表10 (第25条第2項関連 利便増進計画)

補助対象車両の基準
<p>生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された車両のうち、次のイからニの全てに適合する車両。</p> <p>イ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両。</p> <p>ロ 主として第2章第4条第2項の補助対象系統の運行の用に供するもの。</p> <p>ハ 車両の種別は国要綱別表11の基準を備え、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地上から車両の床面までの地上高が65 cm以下の車両であって次に掲げるものとする。</p> <p>① ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両。原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領 (平成22年6月4日付国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号) に基づく認定を受けた車両に限る。)</p> <p>② ワンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両)</p> <p>③ 小型車両 (前各号に属さない、全長7m以下かつ乗車定員11人以上29人以下の車両)</p> <p>④ プティバス型車両 (乗車定員7人以上10人以下の車両であって、国土交通大臣が認めるもの。ただし、原則として、地域間幹線系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したもののうち、乗換拠点から周辺地域への系統 (支線系統) の運行の用に供するものとする。)</p> <p>(2) 都市間連絡用車両</p> <p>ニ ハ(1)①に定めるノンステップ型車両について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p>

別表11 (要綱第26条第2項関連 利便増進計画)

補助対象経費の算定方法
<p>補助対象購入車両費の額 (車体本体及び第4条第2項の規定による補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計) は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額 (それぞれ消費税を除く。)</p> <p>① ノンステップ型車両 : 1, 500万円</p> <p>② ワンステップ型車両 : 1, 300万円</p> <p>③ 小型車両 : 1, 200万円</p> <p>④ 都市間連絡用車両 : 1, 500万円</p> <p>⑤ プティバス型車両 : 500万円</p> <p>ロ 実費購入費 (消費税を除く。) から備忘価額として1円を控除した額。</p>